

○組合員証再交付等

・概要

- (1) 組合員証等を紛失した場合又は破損等で再交付を受けたい場合（再交付）
- (2) 組合員証等の記載事項を訂正するとき（記載事項変更）

・関係法令等

- (1) 地方公務員等共済組合法施行規程第95条、96条、100条
- (2) 公立学校共済組合運営規則第17～19条の2

・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
組合員証・組合員被扶養者証再交付		福利課	(1) 紛失した場合 ① 組合員証等再交付申請書 (2) 損傷した場合 ① 組合員証等再交付申請書 添付書類 ＊ 損傷した組合員証又は組合員被扶養者証 ※ 組合員証・組合員被扶養者証の交付後、受領書を送付する
		学校	(1) 組合員証を本人に交付する
組合員証・組合員被扶養者証の記載事項変更		福利課	(1) 組合員証等記載事項変更申告書 添付書類 ＊ 組合員証及び組合員被扶養者証（現住所変更のみの場合は不要） ＊ 国民年金第3号被保険者関係届（配偶者の場合のみ） ＊ 戸籍抄本（婚姻により結婚手当金請求書に添付した場合は不要） ※ 組合員証・組合員被扶養者証の交付後、受領書を送付する
		学校	(1) 組合員・被扶養者現況表を整理する (2) 組合員証又は組合員被扶養者証を本人に交付する
		東邦銀行 最寄り銀行	(1) 特定通帳「東邦銀行県庁支店」（A口座）の氏名変更及び改印届 添付書類 ＊ 組合員証変更時の共済組合からの通知文の写し ※ 東邦銀行と福利課で協議済。その他の通帳は銀行の指示に従うこと
		住所の変更	(1) 組合員証等記載事項変更申告書 添付書類 ＊ 国民年金第3号被保険者住所変更届（配偶者の場合のみ） ※ 住所変更のみの場合、組合員証は添付しない
		学校	(1) 組合員・被扶養者現況表を整理する